学校法人青葉学園　役員報酬等支給基準規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人青葉学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 58 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

（３）　非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（４）　役員の報酬とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程に基づくものは含まない。

（５）　費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第３条　役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

（１）　常勤の役員　報酬

（２）　非常勤の役員　報酬

（３）　（２）については、当該者の申し出により無報酬とすることができる。

（報酬額の算定方法）

第４条　常勤の役員に対する報酬月額は、別表第１に定める額とする。

２　非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第２に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第５条　役員に対する報酬の支給日は、毎月２３日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前日に繰上げて支払うものとする。

２　報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（退職慰労金）

第６条　役員の退職慰労金については、これを支給しない。

（費用）

第７条　役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

２　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、この法人の寄附行為第 75 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

１　この規程は、令和２年４月１日より施行する。

２　学校法人青葉学園役員報酬等規程・学校法人青葉学園非常勤理事及び非常勤監事報酬規程は廃止する。

附則

この規程は、令和５年４月１日より施行する。

附則

この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表第１（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額 16,000,000 円を上限とする。（賞与、各種手当等、名目を問わない）。
理事	月額 100,000 円から 300,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額

上記報酬には以下手当を含む。

理事会、評議員会等会議出席手当、法人業務に対する手当

上記報酬には青葉学園幼稚園の園長としての給与は含まない。

別表第２（非常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事	月額 50,000 円から 200,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額 但し本学より名誉称号を贈られた理事は、上限月額 500,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額
監事	月額 50,000 円から 200,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額

上記報酬には以下手当を含む

・理事

理事会、評議員会等会議出席手当、法人業務に対する手当

・監事

理事会、評議員会等会議出席手当、監査業務、監査に関する会議手当

学校法人青葉学園　学園長報酬等支給基準規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人青葉学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 22 条の規定に基づき、学園長の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　学園長とは、この法人で特別功労があった理事長経験者を理事会の議決を得て、理事長が任命する。

（２）　学園長は、理事長の要請があるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（３）　学園長の職務とは、

①理事会及び評議員会、並びに大学経営会議において、この法人の経営判断について、アドバイスや助言を行うこと。

②理事選任機関の構成員として決議に参加すること。

③青葉学園幼稚園及び青葉学園野沢こども園の園運営に関するアドバイスや助言を行うこと。

④今までの学校経営の永い経験から得られた豊富な人脈よりこの法人に情報を提供すること。

（４）　費用とは、学園長としての職務執行の過程で生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（任期）

第３条　学園長の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　学園長は、再任されることができる。

（報酬の支給）

第４条　学園長に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

（１）　学園長報酬

（２）　（１）については、当該者の申し出により無報酬とすることができる。

（報酬額の算定方法）

第５条　学園長に対する報酬月額は、別表第１に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第６条　学園長に対する報酬の支給日は、毎月２３日とする。ただし、支給日が土日、祝祭

日に当たる場合は、前日に繰上げて支払うものとする。

２　報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

３　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（退職慰労金）

第７条　学園長の退職慰労金については、これを支給しない。

（費用）

第８条　学園長には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

２　学園長が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給す

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表第１（学園長の報酬）

役職名	報酬の額
学園長	月額 100,000 円から 900,000 円の範囲内で業務実態に合わせ理事長が定める額

上記報酬には以下手当を含む

理事会、評議員会、大学経営会議等会議、理事選考機関会議出席手当、

法人業務に対する手当

学校法人青葉学園　評議員報酬等支給基準規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人青葉学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 58 条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　評議員とは、この法人の寄附行為に定める評議員をいう。

（２）　評議員の報酬とは、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程に基づくものは含まない。

（３）　費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第３条　評議員に対する報酬は、評議員会に出席した場合に、出席手当を支給するものとし、その金額（日額）は別表に定める範囲内で理事長が決定する。

なお、本学常勤職員の評議員、及び報酬を辞退する評議員には、出席手当は支給しない。

（報酬の支給方法）

第４条　評議員に対する報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

２　評議員に対する報酬の支給の時期は、現金で支給する場合は会議への出席当日とし、振込の場合は会議出席後の翌月の末日までに支払うものとする。

（退職慰労金）

第５条　評議員の退職慰労金については、これを支給しない。

（費用）

第６条　評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

ただし、評議員会に出席のための交通費は対象外とする。

２　評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、この法人の寄附行為第７５条第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

１　この規程は、令和７年４月１日より施行する。

別表（評議員の報酬）

役職名	報酬の額
評議員	評議員会への出席の都度、日額 15,000 円から 25,000 円の範囲内で理事長が定める額